

千歳市防災学習交流施設条例施行規則（平成22年4月1日規則第29号）

（趣旨）

第1条 この規則は、千歳市防災学習交流施設条例（平成22年千歳市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請及び承認）

第2条 条例第9条第1項の承認を受けようとする者は、野営生活訓練広場を除く施設の承認にあっては使用日の7日前までに千歳市防災学習交流施設使用承認申請書（第1号様式）を、野営生活訓練広場の承認にあっては使用日までに千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用承認申請書（第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、施設の使用目的が営利の場合は、承認しないものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市防災学習交流施設使用承認申請書により申請した者に対しては千歳市防災学習交流施設使用承認書（第2号様式）を、千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用承認申請書により申請をした者に対しては千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用承認書（第2号様式の2）を交付する。

3 前項の承認を受けた者は（以下「使用者」という。）は、その使用の際、千歳市防災学習交流施設使用承認書又は千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用承認書（以下「使用承認書」という。）を携帯し、施設の職員（以下「職員」という。）から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の取消し等）

第3条 使用者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、千歳市防災学習交流施設使用承認書の交付を受けた者に対しては千歳市防災学習交流施設使用取消（変更）申請書（第3号様式）に、千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用承認書の交付を受けた者に対しては千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用取消（変更）申請書（第3号様式の2）に使用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定による申請を承認したときは、千歳市防災学習交流施設使用取消（変更）申請書により申請した者に対しては千歳市防災学習交流施設使用取消（変更）承認書（第4号様式）を、千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用取消（変更）申請書により申請した者に対しては千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用取消（変更）承認書（第4号様式の2）を交付する。

（使用期間の制限）

第4条 施設は、同一の者が引き続き5日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の後納）

第5条 条例第12条第2項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、千歳市防災学習交流施設使用承認申請書又は千歳市防災学習交流施設（野営生活訓練広場）使用承認申請書（以下「使用承認申請書」という。）にその旨を記載しなければならない。

2 使用料の後納を認められた者が使用を取り消した場合には、当該後納を認められた使用料の額から第7条第1項の規定に準じて算定した額を減じた金額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第12条第3項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

（1）市が主催し、又は使用するとき。 全額免除

（2）市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、若しくは補完するために使用するとき。 全額免除

（3）千歳市町内会連合会が当該団体の総会、会合等で使用するとき。 全額免除

（4）各町内会、各コミュニティ協議会又はコミュニティ単位で組織する老人クラブが当該団体の総会、会合等で使用

するとき。 全額免除

(5) 市が共催して専ら公益のために使用するとき。 5割減額

(6) 市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。）、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。 5割減額

(7) 構成員の半数以上が障害者（市内在住者であって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）である団体が使用するとき。 5割減額

(8) 構成員の半数以上が 65 歳以上の者（市内在住者に限る。）である団体が使用するとき。 5割減額

(9) 社会教育関係登録団体、社会福祉団体若しくはコミュニティ認定団体が主催し、又は使用するとき。 5割減額

(10) 障害者が野営生活訓練広場を宿泊して使用するとき（第 7 号に掲げる団体の構成員として使用し、同号に規定する減免の適用を受ける場合を除く。）。 5割減額

(11) 前号の障害者が介助を必要とするときに同行する介助者（使用する障害者 1 人につき 1 人に限る。）が野営生活訓練広場を宿泊して使用するとき（第 7 号に掲げる団体の構成員として使用し、同号に規定する減免の適用を受ける場合を除く。）。 全額免除

(12) その他市長が施設の設置目的を勘案し、必要があると認めるとき。 市長が定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

（使用料の還付）

第 7 条 条例第 13 条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 使用料の全額に相当する額

(2) 使用日の 3 日前までに第 3 条第 1 項の規定による取消申請をし、市長が相当の理由があると認めるとき。 使用料の 5 割に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市防災学習交流施設使用料還付申請書（第 5 号様式）に使用承認書を添えて、市長に提出しなければならない。

（特別な設備等の承認）

第 8 条 条例第 14 条の承認を受けようとする者は、千歳市防災学習交流施設特別設備等承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市防災学習交流施設特別設備等承認書（第 7 号様式）を当該申請者に交付する。

（利用者の遵守事項）

第 9 条 施設の利用者（使用者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。

(2) 第 2 条第 2 項の承認を受けて使用する施設の使用人員は、各室の定員を標準とすること。

(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 施設内外の清潔を保つこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

（破損等の届出）

第 10 条 施設の利用者は、建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

（職員の立入り）

第 11 条 施設の利用者は、管理上の必要から職員が利用場所に立ち入る場合は、その立入りを拒んではならない。

（補則）

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。